

令和6年

建設文教委員会

3月13日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和6年3月13日

午前10時00分 開会

午前11時36分 閉会

1. 出席委員

委員長	いとう ひろし	副委員長	鈴木 智和
委員	こんどう のぶお	委員	服部 龍一
委員	武谷 としお	委員	毛 受明宏
委員	清水 義昭		
議長	鵜飼 貞雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	梅本 憲

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	藤井 和久	経済建設部長	伊藤 正弘
教育部長	高木 安司	産業支援課長	塚谷 友昭
農業政策課長	加藤 直美	土木課長	星子 恭士
都市計画課長	中野 忠之	市街地整備課長	川島 康孝
下水道課長	外山 紀元	環境課長	青山 康德
学校教育課長	秋永 亘正	図書館長	水野 美樹
生涯学習課長補佐	青木 聖子	新給食センター準備室長	矢野 優
生涯学習担当係長	荒川 博子		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
近藤 ひろひで	郷右近 修	林 ゆきひろ	三浦 桂司
月岡 修一	一色 美智子	堀内 ちほ	ふじえ 真理子

6. 旁聽者

一般旁聽者 17名

午前10時開会

○建設文教委員長（いとうひろし議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は、5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。

本日の建設文教委員会、請願1件と議案が5件ですね。皆様、冷静に落ち着いてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますのでよろしくお願いします。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今回の審査順序は、請願者の希望により請願、議案の順で進めますので、御承知置き願います。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論

点を整理して反問されるようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

なお、説明につきましては、場合により課長補佐、係長の答弁となることを御了承ください。

ここで1つお願いがあります。委員の方、また答弁される方、声を大きく、いつもよりも声を大きくお願いいたします。そして、ゆっくりとお答えいただくようお願い申し上げます。

初めに、請願第2号 豊明市の環境を破壊から守るためにソーラーパネルの設置を規制する条例の制定を求める請願を議題といたします。

請願者の尾曾ゆか様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。どうぞ。

○請願者 本日は、ソーラーパネル規制条例設置を要請する2回目の請願となります。

前回、2022年6月の請願から1年9か月が過ぎました。この2年余り、悪質業者の傍若無人の工事に、住民は人としての尊厳を踏みにじられ、通常の生活を送ることもできない日々を送ってきました。豊明市民がこのような状態に長期間さらされてきたことを知ってください。そして、二度と同じような被害を豊明市民が受けることのないよう、市議会議員である皆さんで守っていただくよう請願いたします。

なお、請願本文には書きませんでしたが、市の所有地とこの悪質業者との土地の境にあった市が打ち込んでおいたくいも2022年2月伐採時、この悪質業者が工事中にブルドーザーで進入した際に破壊され、所在が分からなくなっております。

請願者である私は、気になって、近隣市町村のソーラーパネル規制の現状を調べてみました。

南知多町では、悪質なソーラーパネル業者の違法な侵入に対し、住民と行政が協力し悪質業者ディーエスエスに抗議し、町民会館で住民説明会を開かせ、町長と住民が見守る中でディーエスエスに誓約書を書かせました。誓約書の中身は、保水力のための水槽を造る、伐採されたところにクラピア、植物です、を植える、町道の舗装を行う、法令遵守等です。そして、2022年12月16日、ソーラーパネル規制条例をつくりました。

愛知県瀬戸市では、悪質なソーラーパネル業者の侵入を契機にソーラーパネル規制条例をつくり、条例施行以降は条例に反するようなソーラーパネル建設の申請はゼロです。条例施行以後二十数件、ソーラーパネルの建設申請がありましたが、その案件は全て条例の範囲内に収まっています。つまり、住民とトラブルになる案件は生じていないそうです。

また、お隣の大府市では、近隣の南知多町で悪質なソーラーパネル業者がばっこして大

規模な伐採を行ったため、それを防ぐために南知多町がガイドラインをつくったのを見て、大府市の市長自らが自分のまち大府市を守るため号令をかけて、大府市独自のソーラーパネル規制条例をつくらせました。もちろん、条例の施行後にソーラーパネル設置における住民とのトラブル案件はゼロです。

そして、豊明市は周辺自治体と違い、ソーラーパネル規制条例をつくらなかったことにより、悪質業者にとっては参入しやすく、結果的に悪質業者さんいらっしゃい状態を招いたのではありませんか。私たち榎山の住民は、ここ豊明市での穏やかに緑あふれる環境の中で安心・安全に暮らしたいだけなのです。

悪質業者は規制のないところを選んでやって来ます。結果、市民が泣くことになります。私も、榎山住民もたくさん泣き、怒りました。思いは、条例があればということです。優秀なる豊明市議である皆さんが他の市町でつくってこられた条例をつくれないうなどということはないと信じたいです。住民を泣かせて知らないふりをする人たちだとも思いたくありません。もはや住民を救えるのは皆さんだけです。どうか豊明市民を助けてください。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

本請願については紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので説明をお願いいたします。

郷右近議員。

○郷右近 修議員 それでは、少しお話しさせていただきます。

2022年のときにもこういった形で賛同する議員になって、そのときにもお話はしてはいたんですが、改めて中身が再生可能エネルギーとか自然エネルギーと呼ばれる分野のことなので、少しそのことについてもお話したいと思います。

現状の日本のエネルギーの分野で言えば、この環境に……。

いいね。じゃ、しゃべり続けます。環境の破壊につながるような二酸化炭素を出す形で電気エネルギーの発電の方法というのが主になっている中で、基本的には自然エネルギーの活用のための設備の設置運営というのは、大々的に推進をしていく必要がある状況というふうに思っています。

一方で、90年代の段階から先行した風力発電などでも、騒音の被害や野生の生物が死んでしまうということなどが問題として知られ、また、その次に広まってきたこの太陽光パネル発電についても、不適切な運営、もしくは設置計画が実行されると、自然環境を破壊することと、それから同時に、近隣の住民の住環境にも、例えば、反射した光がまぶしいとか、あとはその光が住宅に当たって、夏場、温度が非常に上がるとか、そういった形で

の被害をもたらしている例があります。

こういう形が非常に全国の場所で甚だしくなっていること背景に、都道府県とか市町村レベルでは、独自の条例をもって不適切な事業が実施されないようにということが規制が進んできています。愛知県内でも、まだ数は多くありませんけれども、請願者がお話ししたような幾つかの事例もありますし、豊明市に移して言えば、大規模な山林などはないですけれども、先ほどお話しした宅地に、平地であっても影響が出るような設置のされ方などについても規制をしながら、同時に、冒頭にお話しした推進策も含めた総合的な条例というのは、私は引き続き必要だというふうに思っています。

今回の請願者は、そういう悪質な例から守るという点についての請願が主ではありますがけれども、今、私が自分で述べた、その自分の認識に重なる部分があるので、ぜひ審議の上採択をいただければなというふうに思うものです。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上でよかったですか。御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 私どもからは制度的な背景について申し述べさせていたきたいと思います。

再生可能エネルギーの導入に係ります、よりどころとなる法律であります再エネ特措法が、このたび国により改正をされております。そして、再エネ特措法でございますが、改正で令和6年4月1日から施行となります。

この改正によりまして、事業者は、F I T認定申請前に説明会の開催や事前周知の措置、こういったものが要件化されるということになりました。違反に対しまして、交付金の停止といった厳格化も図られるということになっております。法律の改正でございますので、全国一律の適用となるものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

当局あるいは請願者へ質疑のある方は挙手をお願いします。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 まず最初に、写真、委員には渡しましたが、昨日の現場です。これ、大雨降ったときの、土砂が流れた写真です。それではすみません、行きます。

悪質業者と呼ぶのはどんな理由からでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

請願者の方、尾曾さんどうぞ。

○請願者 では、ここで、悪質業者によって豊明市が被った被害を読み上げさせていただきます。

まず、電話を着信拒否にして出ない。住民、豊明市、中部経済産業局のどちらも同じです。市からの説明開催要請を無視、市への申請なく市道に測量用のピンを打ち込む、2022年6月18日、市からの申請をしてからピンを打つようにとの通告を無視、2024年3月13日現在、ピンは残ったままです。工事で出た土を無許可で市有地に積み上げる、住民の写真撮影により即日撤去、工事用車両の市道の占拠、福祉車両もUターンせざるを得ませんでした。工事用資材を市道に置きっ放し、市民が通行できません。森の伐採について、市が出した確認通知書、令和3年12月20日の留意事項を無視して工事を強行など、市も被害を被っておりますが、私たち住民は爆音ともいうべき騒音など、市道、豊明市の道路も勝手に封鎖され、生活道路も使用できず、生活の安全や安心を脅かされました。また、写真を撮る住民を牽制するため、愛知県警を豊明市の工事許可証でだまし、警察に住民を犯罪者扱いさせ、住民が撮った写真などを携帯から消去させるなどの人権侵害行為を警察に行わせ、住民に精神的苦痛を与えました。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今回、請願者の住む地域に危険な工事をした悪質ソーラーパネル業者の住民無視の工事をどうしたら防ぐことができると思いますか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

尾曾さん。

○請願者 前回、2022年、業者が国のガイドラインに反して住民への周知をせずに伐採に入ったとき、1回目の請願を行いました。しかし、住民の訴えは届かず、ソーラーパネル規制条例はつくられませんでした。その結果、今回の事態、2023年11月の業者の侵入、整地、ソーラーパネル建設と一挙に設置する事態を招いたと思います。

そもそも条例がある自治体には、面倒くさいですから悪質業者は侵入しません。ですから、お隣の大府市や瀬戸市、南知多町には条例をつくってからトラブルになるようなソーラーパネル設置工事は行われておりません。どうか条例を豊明市につくってください。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今回、具体的にはどのような心配や危険を感じておられますか。また、どういう措置を議会や行政に要望をしますか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

請願者の尾曾様。

○請願者 土留めもなく、大雨や地震などでいつ崩れるか心配です。委員の方には、昨日の雨で、そう大した雨ではなかったんですけど、既に豊明の市道に土が流れてきている紙をプリントアウトしたものをお渡ししました。最低限、業者には土留めをするよう指導してほしいです。

また、夏場になると太陽光の反射光が住宅を直撃する危険があります。そうすると、暑くてもう住める状態ではなくなります。パネルの角度変更を求めたいです。住民の安全・安心を担保するためにも。

もし、この業者が、将来的に売電、電気を売る、の不認定になったら市役所にその旨連絡が入ります。そのときには、パネルを業者が放置するおそれがありますので、ほったらかしにしますおそれがありますので、業者とソーラーパネルの撤去など、地域に不安材料を残さないよう業者に指導し、実行させてください。

このように、榎山の住民のような悲惨な被害を豊明市民が今後受けないように、豊明市に豊明市の環境を破壊するソーラーパネルを規制する条例をつくってくださるよう重ね重ねお願い申し上げます。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 清水委員。

○清水義昭委員 当局さんのほうにお伺いしますけども、請願事項①、②、③というふうにあります、2つ聞きます。

まず①なんですけども、これ請願事項、住民説明会を開くようにしてくださいということで、再エネ特措法のほうの改正がありましたけども、そちらのほうで住民説明会を開くことに法律上なるのかどうかという確認がまず1点。それから2点目、②のほうですけども、こちらは業者の説明会に市の当局も参加するというような請願事項になっていらっしゃるんですけども、当局さんのほうも住民の説明会に参加する可能性があると考えていいのか、その2点お願いします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康德君） まず、1点目の説明会開催に関する事項なんですけども、法律の改正、施行されるのが4月1日以降になりますので、4月1日以降に認定申請を行う案件につきましては、こちらの先ほど申し上げたとおり、事前に説明会等を求められる形になります。説明会の開催する対象となるのが、いわゆる大規模発電と呼ばれております50キロワット以上、さらに周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアにつきましては

説明会の開催、小規模電源と呼ばれます50キロワット未満の案件につきましては、事前周知措置ということでポスティング等などが申請前に行うことが要件化されるものでございます。

このたびの法律改正、2点目のところでございますけれども、説明会のほうに市の当局が参加しというところまでは求められておりませんので、そのような改正にはなっておりません。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ごめんなさい、当局のほうにもう一度お伺いしますけれども、今の2点目のほうなんですけれども、住民説明会があったときに、私が質疑させていただいたのは、当局さんのほうに参加する可能性はありますかという可能性の話です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康德君） 基本的にこちらの説明会の趣旨として私どもが考えるのは、周辺住民の方の不安感を解消することが目的となるものですから、事業者の方、今後、事業を行う方がきちんと説明するという、丁寧に説明するということが必要となってきますので、基本的に現段階で市の当局が参加するというふうには考えはありません。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 基本的な考え方を今、担当課長が申し上げたとおりでございます。それはあくまで基本的ということでございますので、ケースによっては、そういった判断が必要だと思われるようなことが、仮定の話ですので、何とも言いようがありませんが、必要を感じるような事案があれば、そういう機会が、説明会というものが行われるよりも以前にいろいろな情報は我々のほうで入手はできてはいるんですけども、その上でさらに少し様子を見たほうがいいかなというような事案がもしあれば、そういうことには柔軟に対応することになろうかと思います。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 当局さんのほうにお伺いします。

先ほど請願者のほうからも雨水、雨水の流入ということで御心配ということなんですけ

れども、こちらの地域、境川流域の雨水対策、そういったものの対象になっておるのか、それから、やられているようでしたらどんな形でやられているのか教えてください。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらは境川を対象にいたしました特定都市河川浸水被害対策法に基づく規制箇所になっておりまして、500平米以上の雨水がしみ込みにくくなる行為につきましては愛知県の許可が必要となりまして、雨水貯留・浸透施設等の設置が必要になるということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 当局に聞きます。

今回のソーラーパネルは、設置をなぜ止められなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康徳君） 必要な手続を当該事業者さんにおかれましては、先ほどの認定の申請であったりとか、その他関係法令の必要な手続を経た形での工事というふうになっておりますので、その部分におきまして止める、法令の範囲内で行われているものに関して我々で止めるということとはできないというふうな判断になります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 民地だからといって災害時に危険な場所や森林を伐採してまで、ソーラーパネルを設置することは、市のまちづくりとしてどうお考えなのでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 当局への……。

○こんどうのぶお委員 当局です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 今、環境課長から説明があったとおりでございまして、法令に沿った形で事業が行われるということに関しては、基本的には事業活動をする、そういう権利といいましょうか、そういったところもありますので、それについて、何をもって止めるかという部分にもなりますので、適正にやられる、法令に沿ってやるというこ

とについては、問題を問題視をするというような立ち位置に立てないということが実際のところでございます。

ただ、地元の住民の方々の御心配の声があるということも一方では、ちゃんと把握はしておりますし、直接やり取りもさせていただいておるということも事実ですので、問題意識としては、地元の行政として、地元のお住まいの方々に御心配の声があるぞということとは、度重ねてお伝えをしたり、文書にして通知をしているということで、我々の取れる立ち位置の中での立場としては、そういう形で接触もして、現実には相手方に接触して指導していたり、現場に行って、現場にいる人間にも話をしているというところでございます。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 当局さんをお願いいたします。

今回の榎山の件は、事前の住民説明会というのはやってはいなかったということでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康德君） やられておりません。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これなんですけど、市当局に聞きます。

市としての対応の不備って感じなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○経済建設部長（伊藤正弘君） 対応に不備はございません。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 前回の陳情のときも私は委員でいましたけど、内容的には似たというわけじゃないんですけど、また表現もいろいろ変わったところがありまして、先ほど武谷委員が説明会を行いましたかというところなんですけど、今後、先ほどの部長の説明では改正の特措法ということで、条件的には、これ、求めるようになっていくんですかね、内容的には。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康徳君） おっしゃるとおりです。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 当局さんにまた御質問します。

先ほど住民からのいろいろお話があったときに、指導をするという話だったんですけども、今まで指導して何か効果、その後何か改良された点というのはございましたでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 先ほど尾曾さんがおっしゃられました道路のピンの話ですとか、そういったことに関しては適正な手続をしていただいて、適正な対応をしていただいております。そして、工期については令和6年3月31日まであそこに置いてやるというふうな申請が出ております。そして、今、雨水貯留の施設がございますが、そちらについても3月21日、県の検査が入る予定で、それについても適正な施工がされているかということは確認をいたします。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 請願者の方にお伺いしますけども、冒頭、補足説明の中で通常の生活を送ることができないというふうにおっしゃられましたけども、この送ることができない通常の生活の部分というのはどういうことなののでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

尾曾さん。

○請願者 失礼します。特に去年の11月から全く更地になってしまい、いつ崩れるかいつ崩れるかということで毎日不安で、そのほかにも、この被害を中部経済産業局や経済産業省、市役所、いろんなところに訴えたり、そういう活動をするに当たって、自分の個人の普通に市民として生きる時間も奪われましたし、あまりに心配で、雨が降るたびに、写真をお配りしたんですけど、いつ崩れるかなと思って、もう私自身も心配ですし、地域住民の人とも話し合っています。

これ、今年6月に集中豪雨とか台風が来たら一遍に大崩れするんじゃないか。榎山は先回の請願のときにも申し上げさせていただきましたが、50年近く前にも水害がありまして、

榎山という字の榎も、大崩れした土地という意味があるわけですね。そういうことを地元の住民はやはり住んでるから知ってるわけです。そういう更地にされてから、あと、2年近く前の伐採のときも、突然やって来て、住民の抗議の声も無視して伐採していきました。そういうことで、みんな地域の人は傷ついております。

それで、私などは家の前ですものですから、すごく心配して、この1年ぐらい自分の体調も崩しました。そういう意味も含めて、人間らしい生活がこの2年近くできませんでした。ちょっとまとまりがついていなくてすみませんが、どうか当事者しか分からないかもしれないかもしれませんが、住民の苦悩をお察してください。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 当局さんにまた御質問します。

今、請願者の方がおっしゃっていたのに関連はするかと思うんですが、大雨とか台風のときに、今回、写真をちょっと今、見ましたけれども、ちょっと土砂が崩れていると、そういうことに対してどのような御見解をお持ちでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） のり面からの土砂流出、土砂崩れというよりも、のり面からの土砂流出かと思われませんが、そちらに対しては施工業者さんと協議いたしまして、土砂流出を防ぐような植栽シートの施工を指示しておりまして、この4月以降に施工の予定となったと聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 ということは、引き続きですけど、土留めとか、そういう責務のほうは業者さんにあるということですよ、これ。例えばのり面の補強とか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） のり面は現況のままなので、現況のままで行ってもらいますが、のり面の上部の民地から流れ出る土砂流出を防ぐために植栽シート等を行ってもらうということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 続きですけど、のり面自体は市なのか民地なのか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） のり面について、市の部分と民地の部分が混ざっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 もう一度確認します、当局さんのほうに。

先ほど雨水対策ということでやられる地域だということなんですけども、具体的にどんな対策がされているかというのを分かれば教えてください。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 雨水貯留施設といたしまして、一旦、この場所に水をためるという施設です。周辺にコンクリートブロックを施工いたしまして、一旦ためることにしまして、最終ますで、小さい穴で流出を抑制する、そういった施設、雨水貯留・浸透施設というものを造っております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 当局に聞きます。

先ほど6月に新しい法律が施行されて、その中で違反って言われた、こういった違反、具体的になると違反になるんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

青山課長。

○環境課長（青山康德君） 関係法令の違反時ということで、例えば申し上げます。新たに事業を行う必要がある場合につきましては、例えばですけれども、宅地造成やそういった許可の必要なところ、砂防三法の許可が必要なところは、申請前に許可を取る必要がありますけれども、こういった許可を取らない形で、事前に許可を取らないと申請自体ができないんですけども、許可を取らない形で申請したりとか、関係法令にそぐわない形のものが明らかになった際には法令違反ということになりますので、F I Tの交付金が一時的に停止されるというような流れになります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 委員長、これ、委員間討議をしたいんですけどよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 今、こんどう委員のほうから、委員間討議を行いたいという申出がありました。これについてちょっと諮りたいと思いますので、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

どういったことについて……。

○こんどうのぶお委員 1つ目、悪質な事業者を防ぐことによって、各委員がどのようなことをお考えでしょうか。もう一つ、条例制定について、各委員どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

豊明市基本条例第30条2項に、委員長は、議会が議員による討論の場であることを認識し、議員相互の討議を中心とした運営に努めなければならないとありますのでお願いします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

では、委員の方にお聞きします。今、こんどう委員から委員間討議の申出がありましたので、皆さんで委員会討議について諮りたいと思います。

取りあえず、委員会討議について賛成の方は……。委員間討議ね、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 賛成少数とみなします。

では、このまま質疑を続けさせていただきます。

ほかにございませんか。いいですかね。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請願第2号 豊明市の環境を破壊から守るためにソーラーパネルの設置を規制する条例の制定を求める請願について、採択の立場で討論をします。

平成24年7月、再生可能エネルギーの買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が進んでいます。地域によって土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物への生息、生育環境の悪化などの問題が生じています。

そのため、太陽光発電設備等の適切な設置と自然環境の調和、近隣住民との融和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は、昨今非常に多いです。豊明市においてもその条例が制定されていないため、ソーラーパネルを県の規制の中で設置しましたが、丘陵の頂上で設置したため、その周辺は土留め、緑化もされておらず、台風、大雨のときには土砂災害の危険性があり、地域住民の方は不安の中で暮らしています。

豊明市において、他の場所にも多々及ぶことのないように、早期に太陽光発電設備の適正な設置管理及び地域との共生に関する条例を早急につくるべきといたしまして、採択いたします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 先ほどからの当局さんからの説明もありましたけれども、今年度、4月1日に再エネ特措法が改正されるということで、先ほどからの請願者からのいろいろなお話もありましたけれども、これまでの住民の不安解消につながる法改正となっておりますので、条例の制定の必要性というのは豊明市ではないのかなというふうに感じておりますので、今回は趣旨採択、前回同様、趣旨採択とさせていただきます。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 傍聴席の方、御静粛にお願いします。

ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 私も趣旨採択でいきたいと思います。

理由としては、やっぱり法改正というところが大きく変わったというところがあります。これによって全てが解消されるわけじゃないとは思いますが、今までもお話を聞いてみますと、請願者、また当局のほうの話も聞いてはおるんですけど、全く放置しているわけではないということも確認しておりますので、今後はこの法改正、特措法のほうをしっかり法のほうで縛りをかけて行ってもらおうというのと、現地の場所が場所だけに、かなり何回も足を運んで見させていただいたんですけど、いろんな手を加えるにつけて、全体的に考えなきゃいけない、山の上ということでもありますので、また、今後、区全体から区長要望等が出たら対応とか、そういう方策のほうもありますので、そちらのほうで考えていただきたいということで、これ土木のほうになるかなと思いますので、お願い申し上げまして、趣旨採択いたします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 私のほうも趣旨採択でいきたいと思います。

理由ですが、改正再エネ特措法が4月1日から施行されるということで、上位法がまず施行されます。その中に許可要件の厳格化という記事があります。森林法だったり、宅地造成法、砂防三法の許可の厳格化が求められております。なおかつ、市町村への事前の相談をするようにということもありますので、まず、これ、今後はそういったちょっと業者さんのほうも法律的にも縛りがかかってくるので、国のほうの特措法のほうをまず施行してから次の段階に進みたいと思っております。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第2号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 賛成多数であります。よって、請願第2号は採決に賛成少数、趣旨採択に賛成多数により、趣旨採択すべきものと決しました。

これより議案の審査に入ります。

ここで、職員の入替えのために暫時休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

初めに、議案第17号 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

川島市街地整備課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） それでは、議案第17号 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例及び豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、機構改革で市街地整備課を廃止するため必要があるからです。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、参考資料、新旧対照表のほうを御覧ください。

それでは、第1条は、豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の一部改正でございます、第9条の庶務規定を削除しまして、第10条を第9条に繰り上げます。

続きまして、その下の第2条のほうは、豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の一部改正になりまして、こちらも第10条の庶務規定を削除しまして、第1条を第10条に繰り上げます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 昨日だったかな、も同じような庶務規定の削除のところ、条例があったと思うんですけども、2点お伺いします。

そういう流れでこれを廃止することなのかということと、あとこの庶務、第1条、第2条ともにですけども、今後はどの部署が担っていくというような考えでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） まず1つ目は、委員のおっしゃるとおりで、内部の運用ルールで庶務規定は全部削除しまして、今後は事務分掌規則のほうで各課の事務分担が書かれておりますので、そちらのほうに明記していくというルールに変わりましたので、それにのっとって削除という形になります。

それから、2番目の所管につきましては、今回の機構改革で都市計画課のほうが所管するという形になります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、第1条の土地区画整理なんですけど、これ、メンバーって何人見えるんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 土地区画整理事業業務代行者選定委員会のほうは、委員が9人となっております。条例規定上は10人以内で、実際は9人で選定を行ったということになります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こңどう委員。

○こңどうのぶお委員 どのような委員になるんでしょうか。どのような方なんですかね。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） その前に、今回の条例改正は、ここの条例の庶務規定を改正する規定になりますので、この業務代行者の条例の内容について議案として上げているものではございませんので、そこの部分の回答をちょっと聞かれるとなかなかお答えしにくいということをお願いしたいと思います。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） それでは、議案第21号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、市街地整備課が所管してました市街地整備事業に一定のめどが

立ちまして、市街地整備アドバイザーの初期の目的を達したことから、当該非常勤特別職を廃止するため必要があるからです。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、議案を1枚おめくりください。

改正内容としましては、別表、市街地整備アドバイザーの項を削ります。

最後に、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 この市街地整備アドバイザーとはどのようなお方ですか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 仕事の内容をお伝えするということになりますけど、市街地整備課が平成30年にできたときに、新市街地整備というのはなかなか豊明市行ってきたなかったものですから、そこら辺のノウハウというのが少し足りなかったのもので、そこを補っていただくためにアドバイザーを招聘してアドバイスをいただいているということになります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 市街地整備アドバイザーさんがこれで削除されるということなんですけど、確認なんですけど、職員の方がもう要らないよ、もう知見のほうは大分入ったということでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 平成30年のときに、市街地整備課ができたときに新市街地整備ということで、間米の土地区画整理事業とか寺池の土地区画整理事業とか行ってきました。いずれにしても、そちらのほうは組合が立ち上がりまして、組合の事業として運営が始まっております。それから、柿ノ木の工業団地も県の企業庁のほうが決まりとやっていたということで、市のほうが主体的に動くということがなくなってきた

ので、今回削除させていただいております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、年に何回頼んでいたんですか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 実績を申し上げます。平成30年は22回来ていただきました。平成31年、令和元年なんですけど23回来ていただいております。以降はだんだん少なくなりまして、令和2年が14回、令和3年が8回、令和4年が5回、今年度はゼロ回でございます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、1回2万5,600円の固定の報酬と思うんです。時間、長いときも短いときもあるんですが、平均何時間ぐらいの勤務というか、そうになっていますか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 2万5,600円は半日以内の勤務を想定しておりますし、実際、それぐらいの勤務になっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 どのような成果が上がっていました。詳しく教えてください。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 一番最初にノウハウが足りなかったのは、新しく区画整理を開いたりとか、工業団地の整備というところがノウハウがなかったので、そこら辺のサポートをしていただいております。

柿ノ木の工業団地も無事企業庁の工事として始まっておりますし、区画整理のほうも地権者の合意形成を図って組合が立ち上がっていつているということで、そこら辺の成果が

出ているのと、もう一つは、間米南部地区は業務代行方式ということで、新しい方式を取って、業務代行者のノウハウを入れながらやっておりますので、そういったところもサポートしていただいています。

最後、もう一つ大きいのは、都市構造再編集中支援事業というノースセントラルの国の補助を頂いて、間米南部とか、それからカラットの整備とかやっておりますけど、そこら辺のサポートもいただいております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 大変詳しく説明していただきました。

ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 最後で。

顧問アドバイザーからのノウハウはどのように継承、例えばマニュアル化したとかそういうの、どうでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） マニュアル化もそうですし、実際、OJTというのですか、オン・ザ・ジョブ・トレーニングといって、業務をやりながらノウハウが培っていくところにありますので、書類だけではなくて、やっていく中で知識というのは培っております。十分そこら辺が自立してやれるような状態になったということです。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 今日の答弁は、皆さん大きな声でゆっくり話されていて、傍聴者にとって非常に聞き取りやすいと思っています。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は

全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 豊明市文化会館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木教育部長。

○教育部長（高木安司君） それでは、議案第26号 豊明市文化会館条例の一部改正について説明します。

この案を提出するのは、豊明市文化会館の附属設備としてカラオケ機材を導入することに伴い、使用料を定めるため必要があるからです。

次ページをお開きください。

豊明市文化会館条例の一部を次のように改正します。

別表第2、その他の部、その他の間に次のとおり加えます。ナンバー82、品名、カラオケ機材、単位1式、使用料500円。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 カラオケ機材を市が購入して設置するということなのですが、著作権の使用料とかいう兼ね合いはどうでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 購入ではなくてリースで今回導入します。著作権につきましては、指定管理者のほうが著作権協会のほうと調整済みでございます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 このカラオケ機材はどういった要望があって設置したんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 文化会館、利用されてる方々からそういう声が上がったので

今回導入となりました。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 このカラオケ機器を導入するということですが、文化会館の中で、文化会館の中のさらにどこで使えるのか、お願いします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 今想定しておるのは、大ホール、小ホール、リハーサル室、ギャラリー、茶室等がございますが、これは導入してから音の影響もあるものですから、それを見定めて使っていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、民業圧迫にはならないのでしょうか。例えば、周りの同業者には告知とか、そういうことしたのでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） あくまで文化活動、健康活動の一環として使うので、そこまで民間圧迫にはならないと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これは市民へのPR方法、アナウンスってどういった形でされますか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） ほかの文化会館の事業と同じように、広報とかホームページ等で示していきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成ですけど、1点だけ。

先ほどお聞かせいただきましたけども、大ホール、小ホール、リハーサル、ギャラリー、それから茶室というふうにおっしゃられてたんですけども、使える場所。茶室って結構外に近いような気もしたりしますし、ギャラリーなんかもたしかあれ、あそこって仕切って使えるような部屋になってたりすると思いますので、カラオケ、大変大きな音が出ますので、その辺は今後注意して運用していただければと思いますし、苦情なんかがたくさん出るようなことがあれば、そこでの使用はちょっとやめましょうかというような方向にも行っていただければと思います。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 豊明市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議場で外山下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、賠償額の10万円以上という設定がされてるんですけど、その根拠ってどういうふうなのでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

外山下水道課長。

○下水道課長（外山紀元君） すみません、今回は調べておりませんが、後ほどお答えしたほうよろしいでしょうかね。

（はいの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、自治法の243条の2－2から2－7までが入って、何が入ったんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

外山下水道課長。

○下水道課長（外山紀元君） 私どもの該当条例とは関係なく、条例に使っている、引用している条項については変わっておりませんが、追加になった地方自治法の条項としましては、指定公金事務取扱者制度というものが新設されたことによりまして、条項ずれを起こしているという場合の例規整備でございます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 今のそれがなぜ入ったんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 清水委員。

○清水義昭委員 条項ずれですよ、この議案って。お願いします。

（発言する者あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） では、議案に沿った質疑をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は

全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第12号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

青山課長。

○環境課長（青山康徳君） 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第12号）のうち、環境課が所管するものについて御説明します。

歳出より主なものを御説明しますので、補正予算書60、61ページを御覧ください。

中段、4款1項4目 環境衛生費、電算関係委託料44万円を減額します。これは、犬の登録管理システムに係るマイクロチップ対応のための改修費用ですが、ワンストップサービスに参加することを見合わせたことにより、システム改修が不要となり減額するものです。

次に、62、63ページを御覧ください。

上段、4款2項1目 清掃総務費5,777万6,000円を減額します。これは、主に東部知多衛生組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入を御説明しますので、30、31ページを御覧ください。

上段、20款5項3目 雑入、右側説明欄、廃食用油売却金、資源売却金は、いずれも売却単価の上昇により増額するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 塚谷産業支援課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 続いて、産業支援課所管分について御説明いたします。

62ページ、63ページ、その下ですね、御覧ください。

下段です。5款1項1目 労働諸費、労働事業です。右側説明欄、移住支援金は、首都圏からの移住支援の申請がなかったことによるものです。

続きまして、66ページ、67ページを御覧ください。

上段、7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業、説明欄の右側一番上です。通信運搬費は、地元応援割引券郵送料の執行残です。それ以外の減額の主な要因は、入札残額及び執行残額を減額するものです。

続きまして、歳入でございます。

少し戻っていただいて、22ページ、23ページでございます。

真ん中辺り、15款2項4目 労働費県補助金の右側説明欄、首都圏人材確保支援事業費補助金は、先ほどの5款の労働費のところで移住支援金の申請がなかったことによるもの

です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤直美君） 続きまして、農業政策課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、64、65ページをお開きください。

最上段、6款1項1目 農業委員会費、農業委員会事業の説明欄、農業委員会委員等報酬は、令和5年12月補正予算でも増額予算お認めいただきましたが、委員報酬の年額加算分の財源である交付金について追加で増額交付されたため、農地利用最適化活動に応じて年額加算する報酬を増額するものです。

3段下、4目 畜産事業費、畜産事業の説明欄、畜産振興事業補助金は、補助団体であります豊明畜産組合が今年度解散したため全額減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、22、23ページをお開きください。

中段、15款2項5目 農林水産業費県補助金の右側説明欄、農地利用最適化交付金の増額は、先ほど歳出で説明したとおり、県補助金の交付額が最終確定したためです。

以上で、農業政策課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 申し訳ありません、傍聴席の方は御静粛に願います。

理事者の説明は終わりました。

（終わっていないの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 終わっていない、ごめん。

星子課長。失礼しました。

○土木課長（星子恭士君） 続きまして、土木課が所管するものについて御説明いたしますので、補正予算書64、65ページをお開きください。

最下段、6款1項5目 農地費、土地改良事業、右側説明欄2段目、県営土地改良施設耐震対策事業等負担金249万6,000円の減額は、愛知県が主体で行っております勅使池耐震対策事業等に伴う負担金の減額でございます。事業費の確定により減額変更するものです。

その下3段目、県営たん水防除事業は、愛知県が主体で行っている大久伝排水機場の更新に伴う負担金でございます。事業費の確定により980万円を減額変更するものでございます。

続きまして、68、69ページをお開きください。

上段、8款1項2目 維持管理総務費、維持管理総務事務事業、右側説明欄、急傾斜地

崩壊防止事業負担金の72万1,000円は、愛知県が行う三崎町社地内の急傾斜崩壊対策事業の負担金が確定したため減額するものです。

最下段、3項1目 河川新設改良費、右側説明欄、調査測量設計等委託料700万円の減額は、調整池設置に係る基本設計業務委託などの執行残です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、補正予算書18、19ページをお開きください。

下段、14款4項、2段目、4目 土木費国庫交付金の右側説明欄、社会資本整備総合交付金3,767万円の減額は、国からの交付金額が確定したためです。

続きまして、地方債の変更について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

こちらは歳入、21款の市債の説明ともなります。

三崎14号線改良工事は、事業費が確定したことから300万円を増額変更するものです。

以上で土木課所管の説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 続きまして、都市計画課所管分を歳出より主なものを御説明いたします。

70ページ、71ページをお開きください。

下段、8款4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、3 都市計画事務事業のうち、説明欄上から2段目、3段目、4段目の空家等対策関連委託料、土地借上料、特定空家解体工事費は、特定空家を解体する行政代執行に備える費用となります。

その下、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、木造住宅の耐震改修などの補助事業で、補助金の確定により減額するものでございます。

その下、親との同居・近居購入費補助金についても同様に、補助金の確定により減額するものでございます。

続きまして、72、73ページをお開きください。

3目 街路事業費、街路事務事業、説明欄、調査測量設計等委託料の減額は、県道名古屋岡崎線に接続する都市計画道路桜ヶ丘沓掛線の用地測量業務の委託費で、業務が行えなかったため減額するものでございます。

6目 緑化事業費、説明欄、上から3段目、都市緑化推進事業補助金は、補助の金額が確定したため減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

14款2項 国庫補助金、5目 土木費国庫補助金、説明欄、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金は、補助金の確定により減額するものでございます。

その2段下、地籍整備推進調査費補助金は、県道名古屋岡崎線に接続する都市計画道路

桜ヶ丘沓掛線の用地測量の業務委託の補助で、業務が行えなかったため減額するものでございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。

15款2項 県補助金、7目 土木費県補助金、説明欄、市町村土木補助事業補助金は、長田公園のリノベーション工事の補助で、補助金の金額が確定したため減額するものでございます。

続きまして、24、25ページをお開きください。

中段、15款4項 県交付金、2目 土木費県交付金、説明欄、あいち森と緑づくり事業交付金は、補助金の確定により減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、追加、8款 土木費、都市計画事務事業221万3,000円は、特定空家の行政代執行について、完了が来年度となることから全額を繰り越すものでございます。

その下、街路事務事業616万円は、県道名古屋岡崎線に接続する都市計画道路桜ヶ丘沓掛線及び大根若王子線の予備修正設計業務委託について、年度内の完了が見込まれないため繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 川島市街地整備課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） それでは、市街地整備所管分の主なものを御説明いたしますので、補正予算書の71ページを御覧ください。

71ページの一番下、8款4項2目 市街地開発費の説明欄のうち、寺池土地地区画整理事業補助金1,100万円の減額は、地区外工事費の増額に伴いまして、補助金の算定の上限額が下がったことによる減額となっております。

その下の間米南部土地地区画整理事業補助金2,350万円の減額は、事業の一部を令和7年度以降に実施することに変更したことによる事業費の減額に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 続きまして、学校教育部所管分について、歳出から主なものを説明します。

76ページ、77ページを御覧ください。

10款1項3目、右側の上から3段目、教育振興補助事業の減額は、右側説明欄の修学旅

行キャンセル料等補助金や大学の入学金を貸与するふるさと応援奨学金などの執行残によるものです。

最下段、教育振興事務事業の減額は、右側説明欄、学校教育指導員報酬や定住外国人日本語教育推進事業などの雇用に関する費用の執行見込みに伴う減額です。

1 ページおめくりいただき、78ページ、79ページを御覧ください。

10款2項1目 小学校管理事務事業の減額は、光熱水費の執行見込みによるほか、豊明小学校敷地に賃借している国有地の払下げに伴う執行残です。

さらに1 ページおめくりいただき、80ページ、81ページを御覧ください。

10款3項2目 中学校扶助事業の減額は、当初の見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、歳入を説明しますので、18ページ、19ページを御覧ください。

14款2項7目 教育費国庫補助金、右側説明欄、公立学校情報機器整備費補助金288万7,000円は、今年度小学校に派遣しているGIGAスクール事業におけるサポート体制に対する補助金で、補助金額が確定したことによるものです。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

15款2項9目 教育費県補助金、右側説明欄の3つの事業は、それぞれ補助金額が確定したことによるものです。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金のうち、教育費寄附金は、中央小学校の図書室の本を購入を要望する市内在住者からの寄附になります。

以上で学校教育課所管分について説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 高木教育部長。

○教育部長（高木安司君） それでは、生涯学習課所管部分について御説明申し上げますので、補正予算書の82、83ページを御覧ください。

中段にあります公民館費は405万7,000円の減額になります。これは、主に南部公民館リニューアル工事に伴い、説明欄にありますとおり、清掃委託料と管理委託料の減額が要因となります。

1枚ページをめくっていただきまして、84ページ、85ページを御覧ください。

中段の文化会館費は350万円の増額です。これは、文化会館の指定管理料として、光熱水費と公用利用分の精算による増額となります。

さらに1ページめくっていただきまして、86、87ページを御覧ください。

中段、体育施設費は949万7,000円の減額となります。これは、山田グラウンドの用地購

入の執行見込みの残額によるものでございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 水野図書館長。

○図書館長（水野美樹君） 続いて、図書館所管の補正予算について御説明いたします。

ページ戻っていただきまして、補正予算書82、83ページをお開きください。

下段、10款4項3目 図書館費において主なものを説明いたします。

下から2段目、施設清掃等委託料、こちらは図書館のトイレ洋式化工事で、休館中、清掃場所の減少と回数の減少による減額となっております。それ以外は、予算執行予定残額を減額するものです。

以上で図書館所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 矢野新給食センター準備室長。

○新給食センター準備室長（矢野 優君） それでは、新給食センター準備室所管分の歳出について説明いたしますので、補正予算書の8ページを御覧ください。

下段の第4表 地方債補正の最下段、新給食センター用地購入事業に対する起債ですが、財政課と県との協議の結果、起債の発行を取りやめ、全額減額といたします。また、その分は基金へ変更いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

服部委員。

○服部龍一委員 71ページの真ん中辺り、特定空家解体工事費ということで、これは具体的にどんなものなんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁をお願いします。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） こちらの特定空家解体工事費につきましては、前後駅の近くの名鉄線沿いにあります家屋が特定空家に認定されておりまして、そちらのほうの家屋が危険な状態、線路沿いのほうに傾いてる状態ですので、指導を行ってきましたが改善が見られないということで、市のほうで代執行を今検討してる状態でございます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかに。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、代執行、備えるということでしたけど、こういった状況になったら決定されるようになるんですかね。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今、代執行のほうで、戒告のほうを所有者のほうにしております。代執行を行う用意がありますという通知をしております。そちらのほうで、同時に予算のほうを3月議会でお認めいただければ、解体、代執行のほうに向けて決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 この予算なんですけど、国とか県の助成金とか補助金ってあるんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 今回は、補助金のほうの申請に間に合わなかったということで、補助を受ける考えはありません。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ特定空家の件ですけども、解体工事費が210万円、どんなような建物なんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 建物のほうは木造の平家建てで、昭和40年頃に造られたもので、大きさが31平米ぐらいになっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、代執行されたときに、費用は所有者に請求をするということになるんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 代執行終わりましたら、費用を確定しまして所有者に請求していくというような形になっております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 関連でこんどう委員。

○こんどうのぶお委員 請求して払っていただけるならいいんですけど、そういうの難しいという形になって、回収できない場合ってどうなっちゃうんですか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 回収できない場合は、差押えをして公売をするようなことも起きる可能性はあります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じ特定空家の件ですけども、これ、上に2つ、土地の借上料ともう一個、関連委託料というのが額は小さいですけど上がってるんですけど、これは何でしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 家屋等対策関連委託料、こちらのほうは、名鉄線沿いで工事を行いますので、そちらの足場等を設置するときに名鉄の保安員を配置していただく、こちらの委託料になります。

あと、土地の借上料につきましては、今回の特定空家が建っている土地が接道しておりませんので、道路から3宅地というか、3つの土地を借地することになる可能性がありますので、そちらのほうの借地料を今、計上しております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 63ページの5款 労働費、移住支援金の300万減ということで、今回、実績がゼロという、3人分なんですかね、ゼロで、今までの実績はあったんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） 過去にも実績はございません。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 これ、ちょっとパンフレット見させてもらったら、実績ゼロということですけど、移住支援対象の要件というのがありまして、これは、豊明市は勤務地と移住地が同じ市であるということで、そういったものって何でそういう縛りをしちゃうんでしょうかということなんです。要は、豊明市にあまり企業ないと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 塚谷課長。

○産業支援課長（塚谷友昭君） この移住支援金につきましては、そもそもの趣旨が、東京圏への過度な一極集中の是正及び市内の中小企業等の人手不足解消を図ることを目的として要綱等を設置しまして、それに基づいて行っておりますので、豊明市としては市内の企業への就労を条件としております。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 87ページです。87ページの真ん中、生涯学習の部分で、先ほど山田グラウンドの土地購入の残というようなことだったんですけど、これは値段を切り下げてということだったんでしょうか。安くして買ったという、そういうことですか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 高木部長。

○教育部長（高木安司君） 9名権利者がおりまして、そのうち2名の方がちょっと合意に至らなかったものですから、そのお金が残ったということでこの残額でございます。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 77ページの教育振興事務事業の下から2つ目の定住外国人日本語教育推進事業事務ですけども、どこの学校で何という具体的な人数はお分かりでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） ここに配置されているのは、二村台小6人の豊明中学校4人でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 ページ数が、文化会館の指定管理料。85ページの真ん中、光熱水費と公用利用分ということだったんですけども、その割合というか、それぞれ幾らぐらいでしょうか。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 割合というと、今回の増額の割合ですかね。

（はいの声あり）

○教育部長（高木安司君） 減免分が当初570万ぐらい予定しとったんですけど、今予定されるのが620万ぐらいになります。光熱費も当初は2,000万を予定しとったんですけど、今予定しとるのが2,300万で、その差額分の350万が今回増額させていただくことになります。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。いいですかね。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 私、先ほど特定空家のことで、補助金について間に合わなかったから補助を申請しなかったというふうなお答えをしたと思うんですが、間に合わなかったのではなくてタイミングが合わなかったということで、訂正のほうをお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） タイミングが合わなかった。タイミングよくやってください。

では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 議案第34号、豊明市一般会計補正予算（第12号）に対して反対します。

労働費のところなんですけど、先ほどの移住支援金なんですけど、その話がありましたけど、豊明市は企業が少なくて、住むまちというようなことで思います。このような環境においては相当な定住支援策が私は必要だと思います。

このあいちUIJターン支援センターの市町村情報を照らし合わせてみますと、例えば、大府市だと、意外と新婚生活の支援補助金だとか、3世代の補助金だとか、結婚新生活の補助金、たくさんあります。子育て支援に関しても、自校式の調理で食育にも注力してお

りますと、あと、小中学校の英語検定、数学検定、補助もありますというのがあるんですよ。

豊明市を見ると、豊明市も生まれたときのお子さんにおもちゃをあげるとか、そういったことも、これ、書いてありません。それと、あと、市長が中学校に行って英語検定をやると、そういったことも書いてない。こういったことで、果たして豊明市に移住するんでしょうかと。近隣市町村との今後の競争という、そういうのは重要であります。魅力ある施策を講じるべきだと思います。

それで、以上をもちまして反対といたします。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案第34号の令和5年度豊明市一般会計補正予算（第12号）について賛成の討論をいたします。

一番初めに質疑で出ました行政代執行、特定空家の件なんですけど、取れなかったらどうするとかとか、そういう話だったんですけど、なるべく取れるように努力をしていたで、その後の差押えということなら分かりますので、一番初めの第一歩を間違えないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で賛成です。

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） 賛成多数であります。よって、議案第34号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（いとうひろし議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでございました。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 6 分閉会